

# 魚津市学校部活動及び新たな地域クラブ活動 の在り方等に関するガイドライン

令和6年3月  
魚津市教育委員会

目次	
○はじめに	… 2
○ガイドライン策定の趣旨	
I 学校部活動	… 3
1 適切な運営のための体制整備	… 3
(1) 部活動方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 適切な休養日と活動時間の設定	… 3
3 適切な指導の実施	… 4
(1) 適切な指導	
(2) 不祥事の防止	
4 生徒のニーズを踏まえた部活動環境の整備	… 7
II 地域クラブ活動	… 8
1 地域クラブ活動の在り方	… 8
2 取組の方向性	… 8
(1) 推進目標	
(2) 方針	
3 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備	… 8
(1) 検討体制の整備	
(2) 運営主体となる事務局の設置	
(3) 推進計画	
4 地域クラブ活動の適切な運営に向けた体制づくり	… 11
(1) 参加者	
(2) 運営主体と実施主体	
(3) 関係者の役割	
(4) 関係者間の連携体制	
(5) 指導者の確保	
(6) 活動場所の確保	
(7) 適正な運営方法	
(8) 事故・トラブル発生時の対応、連絡体制の整備	
(9) 保護者負担の抑制	
(10) 生徒・保護者への説明	
5 適切な指導の実施	… 16
(1) 適切な指導	
(2) 適切な休養日と活動時間の設定	
6 その他	… 17

参考 「スポーツ事故対応ハンドブック(フローチャート編)」 独立行政法人 日本スポーツ振興センター
--

## ○ はじめに

学校部活動は、生徒の自主的・自発的な活動として、体力や技能の向上を図る目的以外にも、好ましい人間関係の構築や学習意欲の向上、自己肯定感、責任感の涵養等、多様な学びの場として、教育的意義のある活動である。しかし、少子化が進展する中、また、学校の働き方改革が進む中、学校部活動を今までと同様の体制で運営することは困難な状況となってきた。魚津市も例外ではなく、このような状況の中で、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の改革に取り組み、持続可能な活動環境を整備する必要がある。

そこで、魚津市では、国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月）及び県の「富山県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和5年12月）に基づき、本市の実情に応じて段階的に学校部活動の地域移行を進めていくこととする。

これまで、「学校単位」で教員が担うことを前提として行われてきた学校部活動の教育的意義を地域に継承・発展しつつ、生徒が地域でスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を構築していく必要性について、学校、地域、保護者で共通理解を得られるよう意識改革を図り、学校部活動の地域移行に取り組むものである。

## ○ ガイドライン策定の趣旨

このガイドラインは、少子化の中でも将来にわたり、生徒のスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会を確保し、持続可能な体制となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、令和5年度から7年度までの改革推進期間における取組の方向性を明らかにし、新たな地域クラブ活動への移行を円滑に推進していくために策定するものである。

また、本市の教育委員会、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が、本ガイドラインの内容を踏まえて、安全・安心な活動環境の構築に努め、実情に合わせて様々な手法の中から工夫を凝らし、段階的に取組を進めていくことができるよう策定するものである。なお、このガイドラインは、実情に合わせて適宜見直すものとする。

# I 学校部活動

## 1 適切な運営のための体制整備

### (1) 部活動方針の策定等

ア 校長は、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針（以下「中学校部活動方針」という）」を策定し、部活動顧問から提出された活動計画等をホームページ等で公表する。

イ 部活動顧問は、次の活動計画等を作成し、校長に提出する。

- ① 年間の活動計画（活動日、休養日、参加予定大会等）
- ② 毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日、大会日等）
- ③ 毎月の活動実績（活動日時・場所、休養日、大会日等）

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員や外部指導者の配置状況等を踏まえ、適正な数の部を設置する。また、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的な実施という視点に立ち、適切な校務分掌となるよう留意する。

イ 校長は、各部の活動内容を把握し、当該活動が生徒にとって適切であり、顧問の過度な負担となることがないように、必要に応じて指導・是正を図る。

ウ 市教育委員会は、生徒や教員の数、校務分担の実態等を踏まえ、適切に部活動指導員や外部指導員を配置する。なお、その任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、学校部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的指導、生徒の安全確保、服務規律等に関する研修の機会を確保する。

エ 市教育委員会及び校長は、教員の部活動への関与について、法令等に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

オ 校長は、個人情報記載のある名簿等の校外への持ち出しについて厳重に管理するなど、個人情報の適切な管理及び取扱いに関する体制を整備する。

## 2 適切な休養日と活動時間の設定

### (1) 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。

ア 平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という）は少なくとも1日以上を休養日とする。

イ 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

### (2) 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じて活動する。

### (3) 1日の活動時間（移動時間、準備及び片付け等に要する時間は除く）は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

### (4) 休養日については、学校の実態や市独自の取組を踏まえ、工夫して設定する。

(5) 目標の大会に向けて、活動時間を増やす時期が必要になることもあることから、休養日及び活動時間については、事前に活動計画等により校長の承認を得た場合は、次によることも認められるものとする。

ア 休養日については、年間で104日以上設けることとし、そのうち週末は少なくとも52日以上を休養日とすること。

イ 大会や練習試合等により、1日の活動時間が(3)に抛り難い場合は、その後に休養日を設けるなど、生徒のバランスのとれた生活に支障が生じないように配慮すること。

### 3 適切な指導の実施

#### (1) 適切な指導

校長及び部活動指導者は、学校部活動の実施にあたっては、学校部活動の意義が十分発揮されるように、教育活動として適切な指導が行われるように努める。

参考 「富山県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和5年12月)より抜粋

#### 〈適切な指導〉

##### ウ 充実した指導のために必要な7つの事項

- ① 学校組織全体で部活動の目標、指導の在り方を考える。
- ② 適切な指導体制を整える。
- ③ 活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定する。
- ④ 生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。
- ⑤ 厳しい指導と体罰等の許されない指導とを的確に区別する。
- ⑥ 最新の科学的な指導内容・方法を取り入れる。
- ⑦ 継続的に、多様な面で指導力の向上を図る。

##### エ 指導上の留意事項

- ① 生徒の人権や人格を尊重する。
- ② 生徒の自主性を尊重し、状況によって誰でも入・退・転部できるようにする。
- ③ 生徒の発育段階や実態(活動状況、健康状態等)を考慮して指導する。
- ④ 学校の教育活動全体との調和を図り、見通しをもって指導する。
- ⑤ 生徒のバランスのとれた生活や成長を期した休養日と練習時間の設定を心がける。
- ⑥ 生徒の様々な志向(競技志向、大会志向、レクリエーション志向等)を踏まえ、勝利至上主義とならないようにする。
- ⑦ 部活動指導者間の役割分担等を十分協議し、連携した指導体制をつくる。
- ⑧ 結果だけでなく過程を大切にし、生徒たちの努力を進んで賞賛する。
- ⑨ 保護者との信頼関係を築き、理解を得る。

## (2) 不祥事の防止

生徒の安全・安心を確保するために、特に下記の点に留意し、体罰・ハラスメント等の不祥事の防止及び生徒の心身の健康管理、事故防止に向けた取組を徹底する。

- ア 体罰の根絶、セクハラ・パワハラ防止
- イ 部費の適正な管理、個人情報の適正な管理
- ウ 部内での人間関係への配慮
- エ 事故防止のための継続的・定期的な安全点検
- オ スポーツ障害の予防や熱中症への対策
- カ 事故発生時の適切な対応と連絡体制の確立

参考 「富山県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和5年12月)より抜粋

<不祥事の防止>

### (2) 学校部活動における不祥事の防止

学校部活動における体罰等の不祥事を防止するためには、部活動指導者一人ひとりが意識を高め、生徒の心身の健全な発達を担う部活動指導者として、自分の言動を常に振り返り、生徒との間に望ましい人間関係を形成する努力を継続することはもちろんのこと、学校として体罰等の不祥事を「しない」、「させない」、「許さない」という雰囲気在校内に醸成し、開かれた組織を確立することが求められる。

#### ア 体罰の防止

体罰は、学校教育法第11条で禁止されている行為であり、個人の問題にとどまらず、学校が生徒や保護者からの信頼を大きく失ってしまい、本来行わなければならない教育活動が効果的に行えない状況になるなど、学校教育全体において絶対にあってはならないものである。

#### (ア) 原因又は背景

- ・生徒と部活動指導者との間の信頼関係が構築されていない。
- ・この程度なら体罰には該当しないという甘い認識や、懲戒についての理解不足により、その場の状況で感情的になり、行き過ぎた行動をとってしまう。
- ・部活動指導者は、「力で集団の秩序を維持することが効果的である」、「部活動には厳しい指導が必要である」という考えをもっており、「体罰も時には必要である」、「体罰は教育的効果がある」という誤った指導観をもっている。
- ・大会等での成績や生徒のしつけについて、保護者が過度の期待や願いをもっている。
- ・保護者や地域等に対して、活動目標や指導方針について説明がなされていない。
- ・部活動指導者には、生徒に「勝つ喜び」を体験させたいという強い思いがあり、指導がうまくいかないことに対する焦りがある。等

#### (イ) 未然防止に向けて

- ・一時的な感情で行動しないための方法について研修する。

- ・人権に関する研修を計画的に実施する。
- ・体罰と懲戒の違いについて理解を深める。
- ・体罰に頼らない指導力の向上を図るための研修等を活用する。
- ・自主的に学校部活動に取り組む生徒を育成するための指導法について学び、長期的な視野に立って、根気強く指導する。
- ・生徒と向き合う時間を確保し、自主性や集団の中での自律性を育てる指導を心がける。
- ・部活動指導者が集まり、厳しい指導と体罰等の許されない指導の区別について、共通認識を図る機会を設ける。

#### イ セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）の防止

学校においては、教職員と生徒との関係が固定されているため、生徒が拒否をしたり、逃れたりすることは難しい状況があり、セクハラを起こしやすい環境にある。

学校部活動においては、部活動指導者の果たす役割は重要であるが、ともすれば、生徒に対し絶対的、支配的な立場にあるとの錯覚に陥り、このことがセクハラを起こす要因になっている場合がある。

部活動指導者は、セクハラを受けた生徒が、学習や学校部活動への意欲を失ったり、部活動指導者に対する不信感を持ったりするばかりでなく、将来にわたって不安や人間不信を背負う場合があることを深く認識し、高い倫理観と規範意識の涵養に努めなければならない。

#### ウ パワー・ハラスメント（パワハラ）の防止

パワハラは、「同じ組織で活動するものに対して、職務上の地位や人間関係などの組織内の優位性を背景に、指導の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、又はその活動環境を悪化させる行為」とされている。

指導のつもりであったとしても、適正なレベルを超えると生徒を傷つけてしまう場合がある。また、その適正なレベルは生徒一人ひとり異なるので、生徒に応じた言動をとる必要がある。画一的な対応で生徒を育てることはできない。

また、生徒との良好な人間関係が形成されている場合の「この程度でパワハラと思われるわけがない」という過信には十分気を付けなければならない。

パワハラは、生徒が能力を発揮する機会を押しつぶし、阻害するものであり、個の尊厳を傷つける人権侵害でもある。パワハラのない学校部活動づくりのためには、部活動指導者と生徒の相互が相手の人格の尊重と、相手方の立場に立った行動をとることが重要であり、部活動指導者が地位等を利用して人格的な支配を行ったり、心理的圧迫や身体的苦痛を与えたりすることは、絶対に認められるものではない。

#### エ 部費の適正な管理

部費の事務処理については、学校という公の施設において教職員により会計処理が行われていること、また、資金の拠出者である保護者への説明責任等を果たす必要があることから、県費外会計ではあるが、県費会計に準じた適正な事務処理が求められる。

#### オ 個人情報の適正な管理

「県立学校における個人情報の管理について（指針）」（平成19年11月2日県立学校課）に基づき、個人情報の記載がある名簿等の校外への持ち出しについては、管理責任者に了承を得たうえで行い、厳重に管理するなど、個人情報の適切な管理及び取扱いを徹底する。

#### ＜熱中症対策＞

また、熱中症への対策については、近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化し、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の学校部活動における熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に向けた取組を強化することが急務となっている。

こうしたことから、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、学校部活動において、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得等、生徒の健康管理を徹底するとともに、環境省・気象庁が発する熱中症警戒アラートや、活動前に計測した暑さ指数（WBGT）を踏まえ、学校部活動の中止も含め適切に対応する。

### 4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

#### (1) 生徒のニーズを踏まえた運動部および文化部の設置

ア 校長は、学校の実情に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備するよう今後検討する。

例

- ・複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動
- ・レクリエーション志向で行う活動
- ・体力づくりを目的とした活動 等

イ 市教育委員会及び校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の部を設けることができない場合には、生徒の活動の機会が損なわれないことがないように、拠点校による合同部活動等の取組を推進する。

ウ 校長は、生徒一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

エ 市教育委員会及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにする。また、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

#### (2) 地域との連携等

ア 市教育委員会は、学校と地域との協働・連携を図るため、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方について協議する場を設ける。

イ 市教育委員会及び校長は、実情に応じて、高等学校や特別支援学校、大学との合同練習を実施するなど連携を深め、多様な交流の機会を設ける。

ウ 市教育委員会及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が自分にふさわしい活動を選べるようにする。

### (3) その他

ア 校長は、生徒の教育上の意義や生徒及び部活動指導者の負担を考慮し、参加する大会やコンクール、地域の行事等を精査する。

イ 校長は、地域クラブと協議しながら、保護者の出費等、負担はできるだけ少なくするよう配慮する。

## Ⅱ 地域クラブ活動

### 1 地域クラブ活動の在り方

学校部活動の運営が困難な状況になる前に、生徒が継続してスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会が確保できるような仕組みをつくる必要がある。

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携・協働し、学校部活動の教育的意義を継承、発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

ただし、長年継続してきた学校部活動を地域クラブ活動に移行するための環境整備には、多くの関係者、例えば、行政、学校、地域のスポーツ・文化芸術団体、体育協会や企業、保護者等が連携・協働して、計画的・段階的に取り組む必要がある。

魚津市では、上記のことを踏まえ、地域総がかりで、地域クラブ活動への段階的な移行に取り組むこととし、ここでは、取組の方向性や環境整備の方法、運営体制等について示す。

### 2 取組の方向性

#### (1) 推進目標

- ・国の改革推進期間(令和5年度～7年度)にあわせて、休日の学校部活動の段階的な地域移行を目指す。
- ・将来的には、平日の学校部活動も地域クラブに移行する仕組みを構築する。

#### (2) 方針

ア 改革推進期間中に、原則休日は地域クラブ等での活動を実施または試行する。

- ・可能な競技から実施する
- ・段階的に回数を増やしていく(例 月1回→2回)
- ・学校部活動に準じた休養日、活動時間を設定する
- ・地域クラブ活動の形態は統一しない

イ 地域移行に係る市のガイドラインを作成する。

ウ 運営主体となる事務局を設置し、所要の環境整備を行う。

エ 団体競技については、段階的に東西合同の練習環境を整備していく。

オ 活動にかかる費用は原則受益者負担とするが、公的補助を受ける仕組みをつくる。

カ 協議会を定期的開催し、成果や課題の検証を行う。

キ 保護者、生徒に積極的にHP等で情報発信する。

### 3 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

#### (1) 検討体制の整備

ア 推進協議会

- ・推進協議会を年3回程度、定期的に開催し、地域移行に係る整備方法やスケジュール、課題の対応、進捗状況の評価・分析等について検討する。
- ・協議会のメンバーは、市体育協会、各スポーツ競技団体代表、文化芸術団体代表、中学校代表、保護者代表、企業代表等及び市教育委員会事務局員とする。
- ・協議内容については、必要に応じて市のホームページで情報発信する。

イ 準備委員会

- ・推進協議会での協議事項を検討するため、市体協、中学校、事務局員等からなる準備委員会を開催する。

ウ 市教育委員会内の体制

- ・学校部活動が、社会教育としての地域クラブ活動へ移行するにあたり、市教育委員会の教育総務課学校教育係と生涯学習・スポーツ課スポーツ係との協働による推進体制とする。

エ 学校の協力

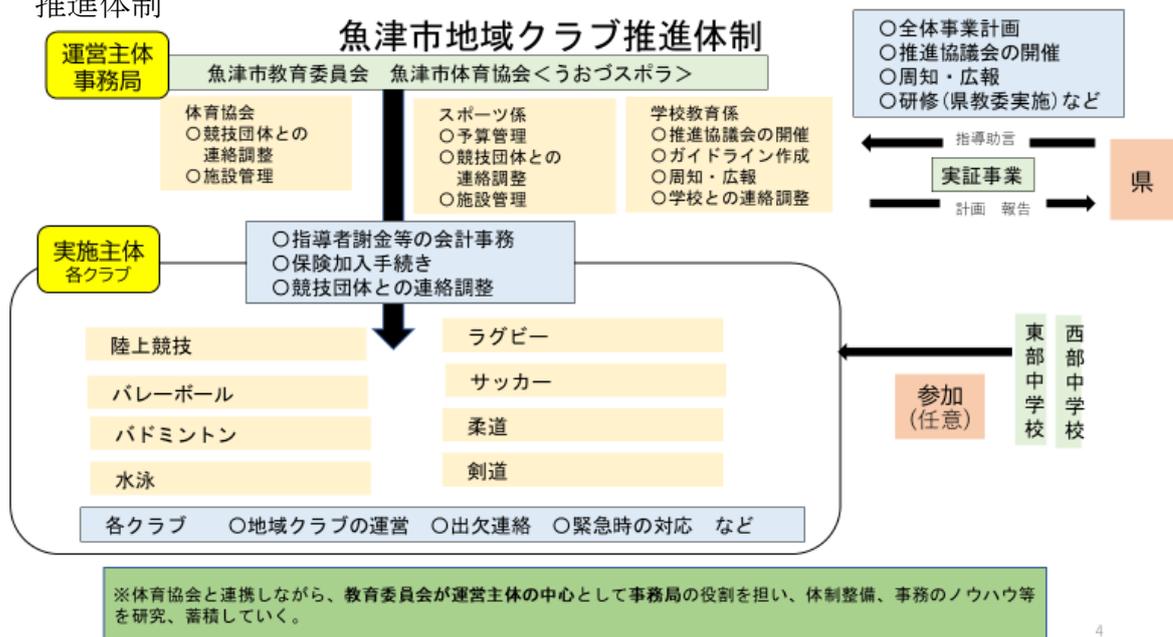
- ・学校は、生徒の教育に係る専門性と実績を生かし、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に関して、市の関係部署や地域のスポーツ・文化芸術団体と連携・協働する。

(2) 運営主体となる事務局の設置

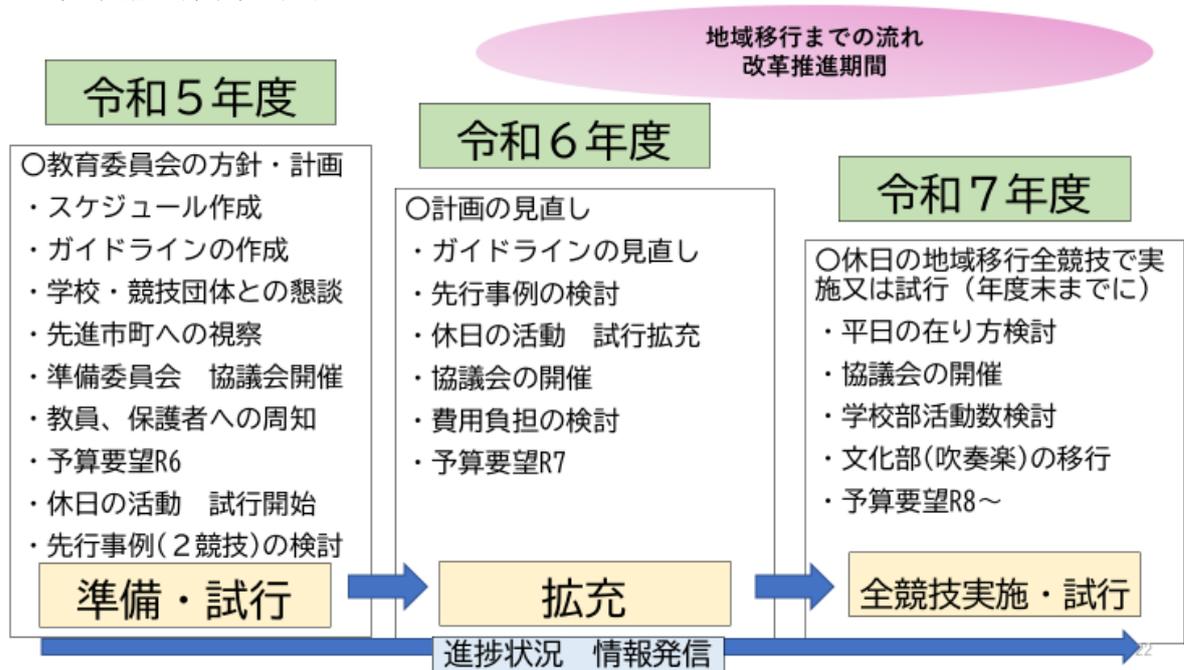
市体育協会との連携を図りながら、市教育委員会が運営主体となって事務局の役割を担い、地域クラブ活動推進体制に係る環境整備全般の業務を行う。市教育委員会は、実施主体となるスポーツ・文化芸術団体、各協会、クラブチーム及び市体協、学校等と連絡を密にして、円滑な運営が図られるよう努める。

(3) 推進計画

ア 推進体制



## イ 改革推進期間の計画



### 4 地域クラブ活動の適切な運営に向けた体制づくり

#### (1) 参加者

希望する全ての中学生を対象とする。学校部活動に所属している生徒に限らず、所属していない生徒も参加対象とする。また、所属する学校部活動とは異なる競技・種目の地域クラブへも参加することができるものとする。

#### (2) 運営主体と実施主体

市体育協会と連携を図りながら、市教育委員会が運営主体となって事務局を担う。

実施主体は、令和5年現在で東西中学校に設置している運動部及び恒常的に休日に活動している文化部に係るスポーツ競技団体・文化芸術団体、クラブとする。

#### (3) 関係者の役割

地域クラブ活動の関係者の役割を明確にするとともに、相互の連携体制を整備していくよう努める。

##### ア 運営主体(事務局)の役割

- 地域クラブ活動の推進に係る環境整備全般
  - ・ 集金や謝金支払い等の会計事務に関すること
  - ・ 体育施設の管理に関すること
  - ・ 生徒及び指導者の保険加入に関すること
  - ・ 市体育施設の利用調整に関すること
  - ・ 競技団体及び学校との連絡調整に関すること
  - ・ 生徒・保護者からの相談に関すること

- ・指導者研修の機会の確保に関する事
- ・推進協議会並びに準備委員会の開催に関する事
- ・情報発信、周知、報告に関する事
- ・県教育委員会との連絡調整に関する事
- ・指導者の確保に関する事

#### イ 実施主体(地域クラブ)の役割

##### ○クラブ活動の運営全般

- ・生徒への指導と管理
- ・活動計画の立案
- ・クラブ活動日における大会等の引率(大会等での運営協力)
- ・保護者への連絡体制の整備に関する事
- ・緊急時の対応に関する事
- ・地域クラブの会計に関する事
- ・指導者の確保に関する事
- ・生徒の活動状況等の情報提供
- ・生徒・保護者への情報発信

#### ウ 学校の役割

##### ○学校部活動の適切な運営

- ・地域クラブ活動を考慮した学校部活動の活動計画
- ・地域クラブとの連絡調整に関する事
- ・学校施設(体育館、グラウンド、武道館等)の利用調整に関する事
- ・生徒、保護者への情報提供
- ・生徒指導に係る助言と協力

#### (4) 関係者間の連携体制

ア 運営主体となる事務局は、定期的を開催する推進協議会において、情報共有・連絡調整を行い、緊密な連携に努める。

イ 実施主体となるスポーツ・文化芸術団体(地域クラブ)においては、活動中の生徒のトラブルや事故等の対応の在り方について、関係者間で共通理解を図る。

#### (5) 指導者の確保・登録

ア 各スポーツ・文化芸術団体は、競技経験・活動経験がある成人の中から、地域クラブの指導者を推薦する。事務局は、各団体から推薦された指導者について、承認する旨を通知する。

イ 地域クラブは、なるべく複数の指導者による指導体制を整える。

ウ 指導者は、指導者資格の取得や県が開催する指導者研修会への参加を通じて、資質向上に努めるものとする。

エ 運営主体となる事務局及び実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、下記のとおり様々な関係者から指導者を確保するよう努める。

- 学校部活動で指導を担う部活動指導員、スポーツエキスパート、非常勤講師  
退職教員、教員の兼職兼業
- 企業関係者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生、地域おこし協力隊  
など

## (6) 活動場所の確保

ア 地域クラブの活動場所については、下記の施設を利用することを想定しているが、なるべく保護者負担を少なくするように配慮する。

- 市内中学校…グラウンド、体育館、武道場、音楽室
- 旧小学校等…グラウンド、体育館
- 市内体育施設…ありそドーム、市室内温水プール、桃山運動公園、  
天神山グラウンド等
- その他…民間のスポーツ・文化芸術施設

イ 中学校の施設を利用する場合は、学校部活動との連絡調整を図ることとし、当面の間は、活動場所の利用調整は顧問を中心に行う。

ウ 地域クラブが市内の体育施設、社会教育施設、文化施設等を利用する際、学校部活動と同じく低廉な利用料となるよう所要の改正を行う。

## (7) 適正な運営方法

ア 活動内容

- ・勝利至上主義に陥ることなく、生徒の多様なニーズに応えられるように努める。
- ・将来的には、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけでなく、レクリエーション的な活動や複数の種目や分野を経験できる活動等、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を指導体制に応じて段階的に試行していく。
- ・地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に周知する。

イ 参加費の設定と徴収

- ・生徒や保護者等の理解を得つつ、主として指導者謝金に充当するものとして、できるだけ低廉な参加費を設定する。その際、活動頻度や学年に配慮して設定する。
- ・なるべく施設使用料が発生しない会場を利用するなど、保護者の負担を軽減するよう努める。また、経済的に困窮する家庭に対しては、補助等の支援に努める。
- ・地域クラブに係る参加費及び保険料は、運営主体が徴収の事務を担当する。なお、消耗品や用具等、競技ごとに必要な費用は、保護者・生徒に説明の上、地域クラブで徴収等を行う。

ウ 保険の加入

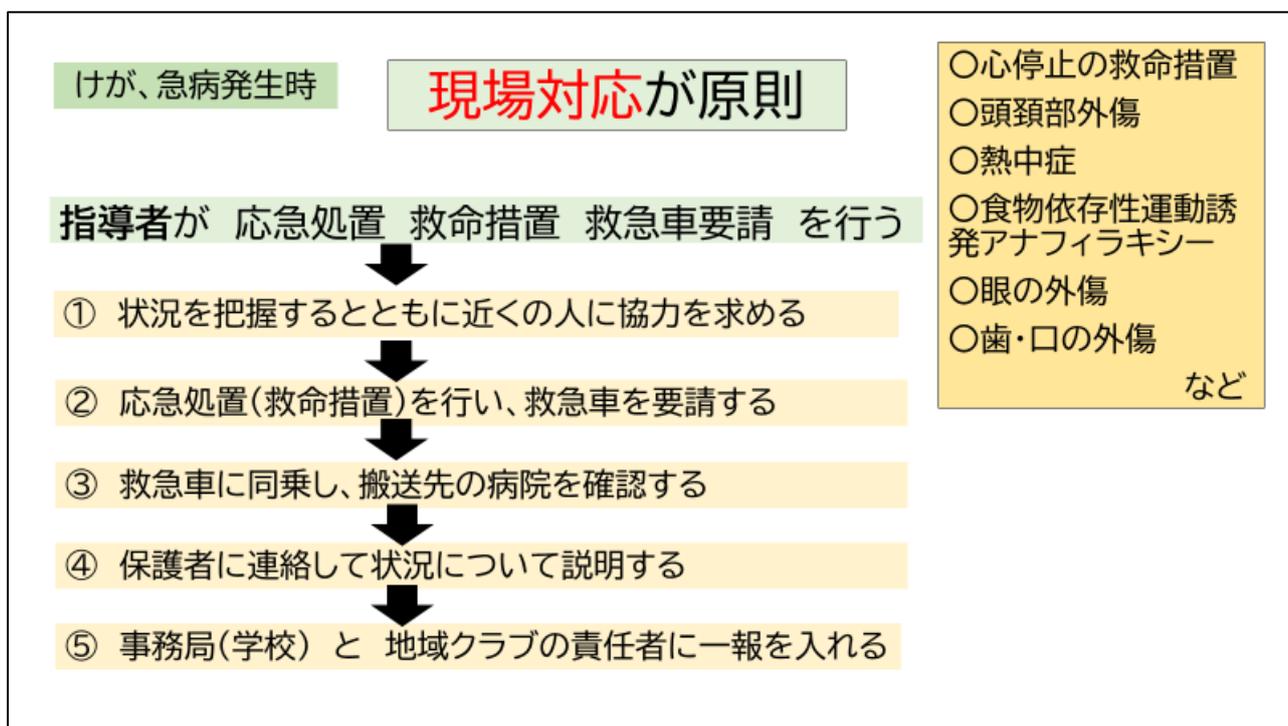
- ・生徒、指導者ともに傷害保険や賠償保険に加入する。その際、先行事例を踏まえ、適切な補償内容・保険料である保険を選定する。
- ・保険の加入業務は事務局が行う。また、けがをした場合は、主として各実施主体が手続きを行う。

(8) 事故・トラブル発生時の対応、連絡体制の整備

ア 連絡体制の構築

- ・地域クラブは保護者の連絡先を確認し、緊急時等の連絡体制を整えておく。
- ・生徒の出席状況等について、顧問と地域クラブ指導者で定期的に情報交換を行う。

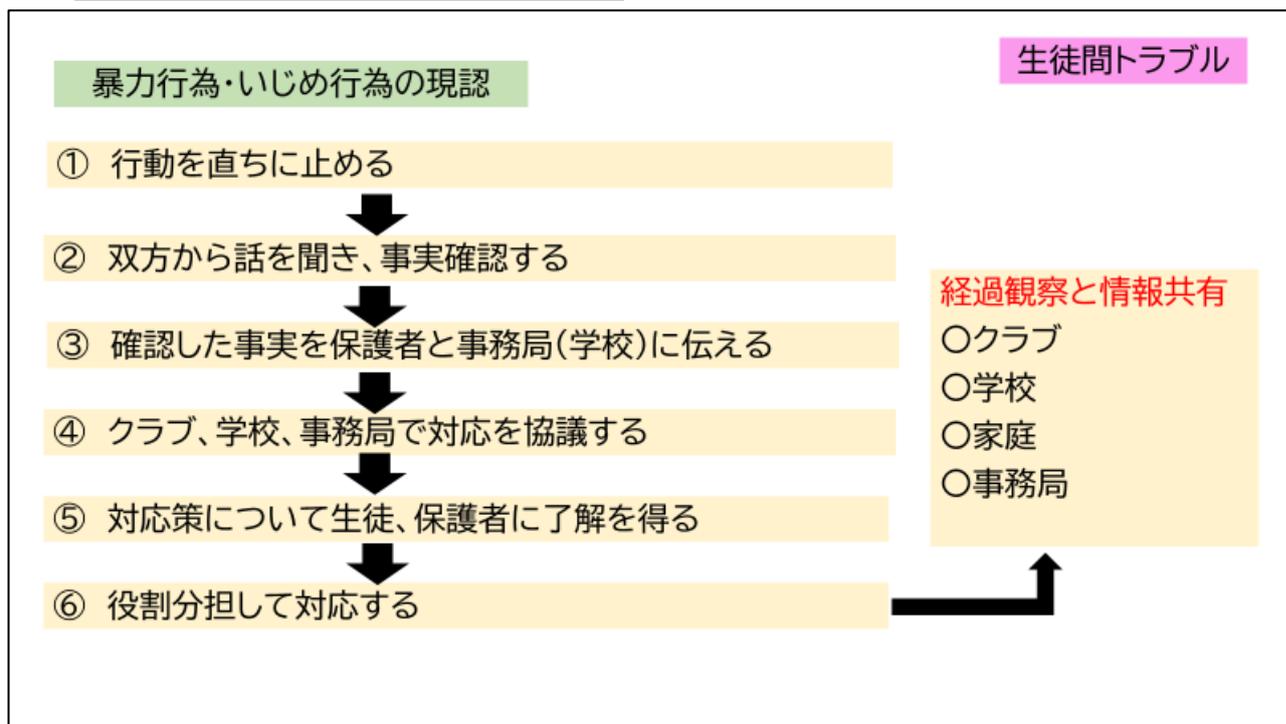
イ けが・急病発生時の対応



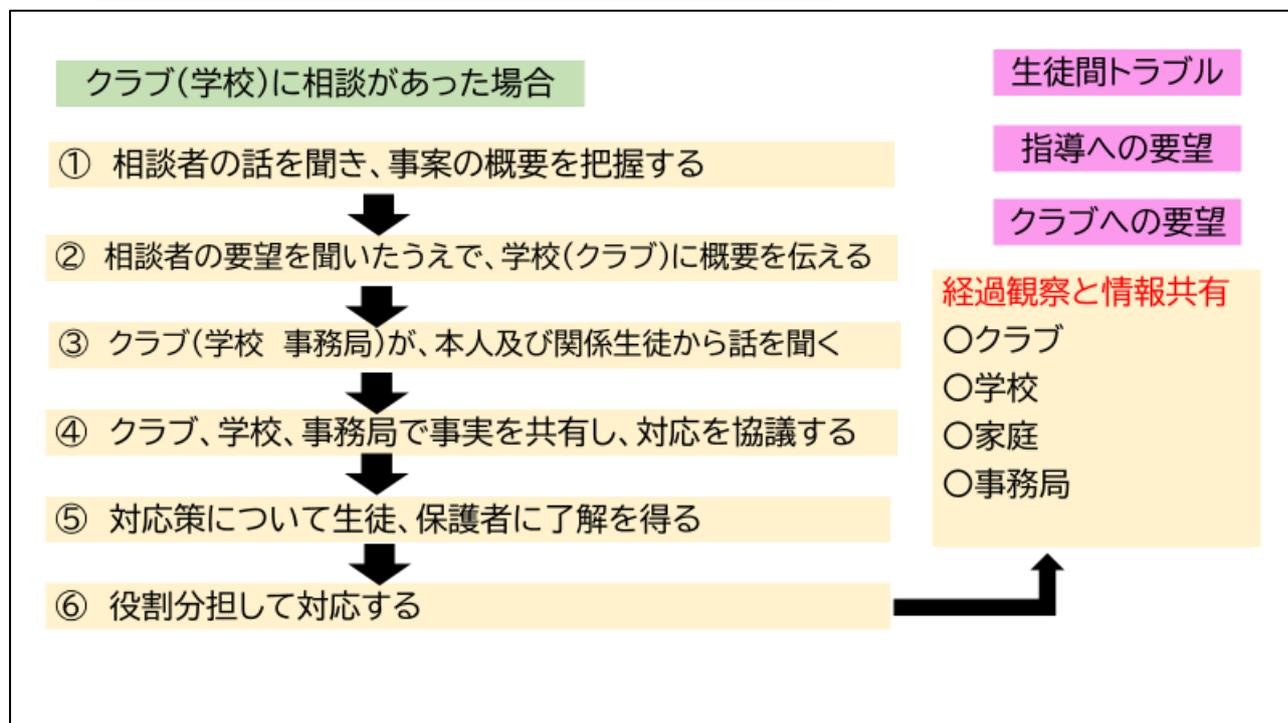
参考 「スポーツ事故対応ハンドブック(フローチャート編)」  
独立行政法人 日本スポーツ振興センター

ウ 生徒間トラブル等発生時

暴力行為、いじめ行為を現認した場合



クラブ(学校)に相談・指導等への要望があった場合



## (9) 保護者負担の抑制

- ・市内企業、民間団体へ積極的に情報発信し、継続的な支援の在り方を研究する。
- ・学校施設の利用については、学校部活動、地域クラブ活動とが同じ条件で利用するものとし、割り当て等については、顧問とクラブ指導者が連絡調整を図る。
- ・市の体育・文化施設の利用においては、学校部活動と同様の減免措置を受けられるように所要の改正を行う。
- ・クラブが学校備品及び学校部活動の備品等を共用・借用する際、簡便な手続きの方法を整備する。
- ・県選、県体、北信越大会等へ地域クラブが参加した場合、学校部活動と同様の補助を受けられるようにする。

## (10) 生徒・保護者への説明と申込み

- ・新たに地域クラブ活動として活動する際には、生徒・保護者に説明する機会をもつ。
- ・説明には、事務局、クラブ指導者、学校関係者が立ち会い、練習時間、場所、費用負担、連絡体制、大会への参加の在り方等について説明する。
- ・当面は、平日の部活動は学校で行うこととしていることから、休日のクラブ活動への参加を希望しない生徒へ参加を強要することのないよう配慮する。
- ・地域クラブへの参加を希望する生徒・保護者は、原則 Web による申込とし、事務局が一括集約する。各地域クラブへ名簿を提供する際は、個人情報の管理を厳重に行う。

## 5 適切な指導の実施

### (1) 適切な休養日と活動時間の設定

ア 学期中は、週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける。

- ・平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という)は少なくとも 1 日以上を休養日とする。
- ・週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。土曜日・日曜日・祝日、振替休日において年間 52 日以上 of 休養日を確保する。

イ 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じて活動する。

ウ 1 日の活動時間(移動時間、準備及び片付け等に要する時間は除く)は、長くとも平日は 2 時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

エ 目標の大会に向けて、活動時間を増やす時期が必要な場合は、休養日及び活動時間について、上記の範囲内で学校と十分相談しながら設定する。

## (2) 適切な指導

ア 地域クラブの指導者は、教育的な活動として適切な指導が行われるように努める。特に、下記の点に留意し、学校部活動 I - 3 に準じて体罰等の不祥事の防止及び健康管理、事故防止に向けた取組を徹底する。

- 体罰の根絶、セクハラ・パワハラ防止
- 会費等の適正な管理、個人情報適正な管理
- クラブ内での人間関係への配慮
- 事故防止のための継続的・定期的な安全点検
- スポーツ障害の予防や熱中症への対策
- 事故発生時の適切な対応と連絡体制の確立

イ 地域クラブの指導者は、県教育委員会が主催する研修に参加し、効果的な練習方法、コンプライアンス、アンガーマネジメント、体罰・ハラスメントの根絶、救命救急法や A E D の使用方法等のほか、指導技術の担保や生徒への安全・健康面の配慮等、生徒への適切な指導力に係る資質向上に努めるものとする。

ウ 市教育委員会は、実施主体と恒常的に情報共有・連絡調整を行い、緊急時における連絡体制や安全管理体制について、適宜指導助言を行う。

## 6 その他

### (1) 地域クラブ活動の手続き

- ・地域クラブとして活動する際に必要な手続き、提出書類を明示する。
- ・必要な様式は教育委員会の HP からダウンロードできるようにする。

### (2) 中体連主催の大会への参加

- ・クラブとして大会に出場するには、一定の要件が必要であり、期限までに所要の書類を提出する。(富山県中学校体育連盟 HP 参照)
- ・大会に出場する際は、所定の手続きをするとともに、審判等大会運営に協力する。